

How to Regulate Parody through the Theory of Fair Use Doctrine in Copyright Law -The Comparative Study of America, Japan and China

メタデータ	言語: eng 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/45260

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



学 位 論 文 要 旨

Dissertation Abstract

学位請求論文題名 Dissertation Title

How to Regulate Parody through the Theory of Fair Use Doctrine. in
Copyright Law — The Comparative Study of America, Japan and China

(和訳または英訳) Japanese or English Translation

著作権法におけるフェアユース法理によるパロディの規制方法
—— 日米中比較研究 ——

人間社会環境学 専攻 (Division)

氏 名 (Name) 童曉敏

主任指導教員氏名 (Primary Supervisor) 大友信秀

(注) 学位論文要旨の表紙

Note: This is the cover page of the dissertation abstract.

著作権法におけるフェアユース法理によるパロディの規制方法 — 日米中比較研究 —

金沢大学人間社会環境研究科
童曉敏

論文要旨

文学作品の一種として、パロディは、長い歴史を有している。パロディが効果的でなければならないという特別な性質のため、観客はパロディと原作との間の接続を認識しなければならない。そのことから、原作の意図的な複製を必要とし、通常そのような複製は著作権法上、原作の「実質的な取得」と看做される。したがって、このパロディの特殊な性質はその存在を不可能にすることになる。他方、パロディを独特のジャンルに位置づければ、表現の自由という問題が議論の俎上に上り、それが法の下で徳辺つんあ対処を必要とするのではないかと、そしてそうであればどのようにこれを規制するか、という問題が生じる。

米国では、1958年に生じた最初のパロディ事件である Benny 事件からパロディの規制にフェアユース法理が適用されてきた。1976年には、フェアユース法理と呼ばれるフェアユース原理が著作権法である合衆国法典 17 章 107 条に規定された。裁判所は、パロディ事件に判決を下すために、107 条に規定される 4 つの要件を適用してきた。日本では、今日まで、パロディ事件に対処するための主な方法は、人格権に関する規定の適用だった。日本においてこの問題を解決することが非常に困難であることがわかる。しかし、日本の著作権法には著作権制限の具体的な規定があり、日本の裁判ではフェアユース法理の概念に関連する場合もある。最終的には人格権の議論となったが、日本における初めてのパロディ事件ではパロディとフェアユース法理の関係に関する議論も見ることができる。中国にもフェアユース法理の概念が存在するが、定義があいまいであり、パロディ事件もほとんど生じないため、そのような状況ではパロディを裁判所が規制することはより困難を伴う。

本論文の目的は、現在の著作権法がパロディの権利と著作権の関係の均衡をとることになるように著作権法によって米国、日本、中国がフェアユース法理によりパロディをどのように規制できるかを発見することにある。

本論文は、各国がパロディをそれぞれどのように解決するかを分析する。米国におけるパロディ問題の主な解決策は、フェアユース法理である。フェアユース法理は、著作権の制限の一般規定であるため、事件の結論に対して不確実性と不安定要因が非常に強く現れる。何より、裁判所は 4 つの要素が互いに強い影響を与え合わないとするが、本論文では、本当に 4 つの要素に偏りがいないかについても疑問を持って論じる。日本の場合、パロディに対する定義もなく、日本で起こったパロディに関する事件もそれほど多くない。限られたケースから、裁判所は、パロディ事件を判断するために進んできた。しかし、それらの要素は、パロディの性質や原作を利用する目的や方法を考慮に入れてこなかった。これに加え、パロディ問題での引用または翻案も、現時点では明確になっていない。中国におけるパロディの状況は、真のパロディ事件が訴訟にならず、訴訟の一部は、単に当事者間の和解等で解決されてしまう。しかし、パロディに関連する事象に対する学術的関心は生じている。そして、パロディを解決するためのフェアユースの基本的概念は、立法の下に明確ではなく、引用および翻案の要素も現時点では明確ではない。これらの不鮮明さは、パロディを混乱した状況に置いている。

三カ国間におけるパロディの規制に関する比較研究を通じて、最終章における結論では、パロディを規制する方法を提示する。そこでの最も重要な要素は、パロディの性質および特徴である。

How to Regulate Parody through the Theory of Fair Use Doctrine in Copyright Law

——The Comparative Study of America, Japan and China

Tong Xiaomin

The Graduate School of Human and Socio-Environment Studies
Kanazawa University

Dissertation Abstract

As a type of literary work, parody has been developing with a long history. Because of its special characteristics that a parody to be effective, the audience must recognize the connection between parody and original work, it requires some deliberate copying of the original and usually such copying is deemed more than “substantial taking” of the original work within the scope of copyright law. The special characteristic in parody makes it impossible to be existed. On the other hand, the reasons such as parody as a distinctive genre, the freedom of expression arise the discussion that it ought to be afforded special treatment under the law, and, if so, how to regulate it.

In the United States, the theory of fair use is applied to regulate parody since the first parody case, *Benny v. Loew's Incorporated*, which was happened in 1958. In 1976, the theory of fair use is stipulated in copyright law in Title 17 Section 107, which is called as fair use doctrine. The Court applies four factors provided in Section 107 in judging parody case. In Japan, until now the main method to deal with parody case is moral right related provisions. We find that it is very difficult for Japan to solve the problem. However, there are specific provisions of limitations on copyright in Japanese Copyright Law and there are also cases related to the concept of fair use doctrine in Japanese court. We can see there is discussion between parody and fair use doctrine when the first parody case which is happened in Japan, though finally the focus is on the moral right discussion. In China, there is the concept of fair use doctrine, but the vague definition of fair use doctrine and rare parody related cases make it much more difficult for Chinese court to regulate parody under such circumstance.

The aim of this thesis is to find how to regulate parody through the theory of fair use doctrine among the United States, Japan and China in the field of copyright law, so that the current copyright law can balance the relationship between the right of parody and copyright.

This thesis analyzes the situations of how each country solves and regulates parody respectively. The main solution to parody problem in the United States is fair use doctrine. Since the fair use doctrine is a general stipulation of limitations on copyright, the uncertainty and instability factor is very strong in case decision. What's more is that although there are four factors to judge parody cases, which the court claims the

four factors do not weigh against each other, there is doubt if the four factors are really used equally to judge case, especially, in this thesis, the parody case. For Japan, there is no definition to parody and there are not too many cases about parody happened in Japan. From the limited cases, the court puts forward the elements in deciding the parody case. However, the elements do not take the nature of parody and the purpose and manner of exploiting the original work into consideration. In addition, the application of citation or adaptation in parody problem is also not clear at present. The situation of parody in China is that no real parody cases go to the court and that some of the lawsuits just become reconcilable between the parties. However, the parody related events caused the academic's attention. And the basic concept of fair use system to solve parody is not clear under Chinese legislative and also the elements in citation and adaption are not clear at present. The unclearness makes the position of parody in a confused condition.

Through the comparative study on the regulation of parody among three countries, the conclusive chapter will show that to regulate parody, the most important element is the nature and character of the parody.

学位論文審査報告書

平成28年 1月25日

1 論文提出者

金沢大学大学院人間社会環境研究科

専攻 人間社会環境学専攻

氏名 童 曉敏

2 学位論文題目（外国語の場合は，和訳を付記すること。）

How to Regulate Parody through the Theory of Fair Use Doctrine - The Comparative Study of America, Japan and China -

（著作権法におけるフェア・ユース法理によるパロディの規制方法－日米中比較研究－）

3 審査結果

判定（いずれかに○印） 合格 ・ 不合格

授与学位（いずれかに○印） 博士（社会環境学・文学・法学・経済学・学術）

4 学位論文審査委員

委員長 大友 信秀

委員 合田 篤子

委員 足立 英彦

委員 羽賀 由利子

委員 山崎 友也

委員

（学位論文審査委員全員の審査により判定した。）

5 論文審査の結果の要旨

審査対象論文は、著作権法におけるパロディの扱いに関する研究であり法学研究に位置づけられる。

同論文は、他人の著作物を利用することで成り立つ二次的著作物であるパロディが許容される理由、許容される場合の範囲及び要件について分析し、主に中国におけるパロディと著作権法の関係について将来の対応を提言することを目的としている。この点で博士学位論文審査基準（以下、審査基準という。）(1)（人間社会環境の各分野を研究領域とした論文として問題意識が明確であり、かつ、設定されたテーマに妥当性があること。）を満たす。

本論は、第1章でパロディと著作権に関する問題の背景、研究目的、研究方法を示した上で、第2章で米国におけるパロディと著作権の問題を整理する。第3章では、日本におけるパロディと著作権の問題を嚆矢となる判例であるモンタージュ事件から分析する。第4章では、中国におけるパロディと著作権の問題を著作権法におけるパロディに関する規定と最近の判例の分析を中心に論じる。最後に第5章で、米日中それぞれの国におけるパロディと著作権法の関係から、パロディに対する著作権法の関わりの違いがどのような要因によって生じるかを明らかにする。すなわち、著作権法の目的や一定の二次的利用の必要性については各国が共通でありながら、法制度における著作権自体の位置づけ（著作者人格権と財産権のバランス等）、表現の自由への関心度によって、パロディに対応可能な著作権法の条文の明文化が左右されたり、その結果、パロディの許容度が大きく異なることを示す。それら分析を通じて、将来の中国におけるパロディと著作権法のあり方への提言につなぐ。

このように、本研究は、パロディと著作権の関わりを分析するために、米国、日本、中国を比較しているが、このことは、著作権とパロディに関する事例の蓄積が多い米国と、中国と同じ大陸法系である日本におけるパロディ問題の分析を通じて中国への示唆を導き出すものであり、審査基準(2)（設定されたテーマにふさわしい方法が選択されており、かつ、全体がその方法で統一されていること。）を満たす。また、各国の状況を分析するために必要な論文及び判例等の資料が参照されており、これらが示す内容を相互に関連させて論旨を展開している。この点で審査基準(3)（内外の研究文献が適切に参照されており、それらの成果を生かすかたちで研究が展開されていること。）及び(4)（論述を裏付ける資料・文献が適切に提示され、学術論文として体系的な構成がなされていること。）を満たす。論旨の流れは、各国の制度の基本構造を明らかにした上で、制度の各国における独自の展開と共通する普遍的構造を明らかにしようとするものであり、十分に実証的である。この点で審査基準(5)（結論に至るプロセスが論理的かつ実証的であること。）を満たす。結論として、パロディに対する著作権法の規定のあり方が米国と日本で大きく異なるのは、著作権法における人格権の強さ（たとえば、日本法では、同一性保持権（日本著作権法20条）の下では、著作者が了承しない改変は一切認められないのに対して、米国では、人格権は判例法を除きほとんど考慮されない。）と表現の自由の尊重度（米国では、憲法上の要請から、著作権との関係でも第三者による他人の著作物を利用した表現の自由が十分に保障されるように、権利制限が柔軟に認められる制度としてフェア・ユース規定（米国著作権法107条）が機能している。）によるとして、このような点から、中国は日本の制度を参考にするよりは、米国型の制度を採用すべきことを提言する。このように審査基準(6)（全体として、設定されたテーマに関し、従来の研究にある程度独創的な観点を加えていること。）も満たす。

ただし、本論文では、著作権法でパロディを許容する大陸法系であるフランスが分析対象になっていない点、パロディを含む表現の自由に関わる問題について米国の状況が包括的に分析できていない点、日本における著作者人格権（同一性保持権）と財産権の制限規定の関係の複雑

な状況についての分析が十分でない点等の問題が残されたままである。結論部分の提言自体が一定程度抽象的な水準に留まらざるを得なかったことはこのことにも起因するものと評価できる。

しかしながら、本研究が米国に注目したことは、中国において著作権人格権よりも財産権を優先することによる明確なパロディ規制基準を示すことが可能となり、検閲との関係でも、この点が有利に働くことが認められることから提言として十分に評価できる。また、日本における著作権人格権と財産権の制限をめぐる問題は単に解釈論の問題ではなく立法論にも及ぶ問題であり、論文や判例等の通常の解釈学の研究では解明しきれない問題であることから、この点については、限られた研究期間で分析を要求することが必ずしも期待できないこと、米国における表現の自由の問題の包括的分析も同様であり、これらについては将来の継続した研究が期待されるものである。本研究はそのような将来の課題に対する基礎として十分に意義のある研究であり、博士（法学）の学位に達しているものと審査委員会全員一致で評価する。